

「審査請求人の父〇〇の恩給支払明細、共済組合変更手続書類すべての情報」非開示決定

第 1 愛媛県情報公開・個人情報保護審査会の結論

令和 4 年 9 月 8 日付けで愛媛県知事（以下「実施機関」という。）が行った非開示決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経緯

1 個人情報開示請求

審査請求人は、令和 4 年 8 月 26 日、愛媛県個人情報保護条例（平成 13 年愛媛県条例第 41 号。以下「条例」という。）第 17 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求人の父〇〇（以下「〇〇」という。）に関する次のすべての個人情報について、開示請求を行った。

請求① 〇〇の軍歴

請求② 〇〇の恩給支払明細、共済組合変更手続書類

2 請求に対する決定

実施機関は、令和 4 年 9 月 8 日付けで請求①については全部開示決定とし、請求②については、県は保有していないため文書不存在であるとして、非開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

審査請求人は、非開示とした請求②について、本件処分を不服とし、令和 4 年 10 月 31 日、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 実施機関の説明の要旨

実施機関が弁明書で主張する非開示とした理由は、おおむね次のとおりである。

1 個人情報非開示決定に係る個人情報の内容

審査請求人が非開示決定の取消しを求める個人情報は、〇〇の恩給支払明細、共済組合変更手続書類のすべての情報（以下「本件公文書」という。）である。

2 本件個人情報を非開示とした理由

- (1) 本件公文書については、県では保有していないため条例第 23 条 2 項に該当することから非開示とした。
- (2) 恩給の請求に関する国への進達事務は県で行うが、対象となる文書については、保存期間満了により不存在である。

- (3) 県を通じて請求された恩給については、国から請求者へ直接通知される。したがって、恩給支払明細は、県では保有していない。
- (4) 共済組合変更手続書類は、愛媛県市町村職員共済組合所管事務であり、県では保有していない。
- (5) 請求人は、総務省恩給課から送付された情報があると主張しているが、上記(3)のとおり、総務省から直接請求者へ送付されるため、県にはない。

本件で対象となる本件公文書は、県では保有しておらず文書不存在のため、条例第23条第2項に該当することから、非開示とした。

第4 審査請求の内容

1 審査請求の理由

審査請求人が主張する本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

恩給関係の書類は〇〇が県に提出し県から国に送られるものや、反対に、国から県を通じて〇〇に送られることもあるため、一通もないことはないはずである。

2 審査請求人の意見陳述

審査請求人からの申立てにより実施した口頭意見陳述において、審査請求人からは、進達事務は県がしているのであるから関係文書がないというのはおかしい。保存期間が満了しているといっても倉庫を調べないとわからない。県が恩給の手続きをしているのだから共済組合へも県から書類を出すはずである。〇〇が〇〇市に就職した際に、県から国に共済組合に移行された旨を伝えるはずである。県は恩給の手続きを行わず、〇〇の恩給をだれかがとっているなど、これまでと同様の発言があったとされている。

第5 審査会の判断の理由

1 本件審査請求の内容について

本件審査請求の対象となっている個人情報、審査請求人の既に亡くなっている〇〇の恩給支払明細、共済組合変更手続書類である。

また、本件処分において、実施機関が非開示とした理由は、請求に係る公文書を保有していないため、文書不存在として、条例第23条第2項の規定に基づき、非開示の決定をしたものである。

これに対し、審査請求人は、恩給に関する書類は県を経由してやりとりがなされるため本件公文書は残っているはずだとし、本件処分の取消しを求めているところであり、以下、本件公文書の不存在を理由とする実施機関による本件処分の妥当性について検討する。

2 本件処分に係る具体的な判断

(1) 本件公文書に係る県の関与について

ア 恩給支払明細を含む恩給事務

総務省が示している「恩給事務の流れ」に記載されている恩給制度に係る都道府

県の事務は、恩給請求者からの恩給に係る請求資料を厚生労働省に進達するのみであり、裁定は国が行い、恩給証書・支払通知書・源泉徴収票等の送付及び恩給の支払いについても国から恩給受給者に直接行われるものと記されている。

イ 共済組合変更手続き

実施機関の説明では、〇〇は旧陸軍軍人であり、兵籍簿の内容からは、それほど多い額ではないものの恩給があったことは間違いがないが、〇〇は昭和〇〇年に〇〇市職員となっており、昭和37年12月以降の共済組合制度発足により、地方公務員在職者に対する恩給制度は適用されなくなっていることから、〇〇が〇〇市の職員となった時点で〇〇の恩給は失権し、以降、共済に引き継がれ、軍歴は共済年金計算時に算定されて共済年金として市町村職員共済組合から、〇〇に支払われているはずである。なお、共済組合変更手続きについて、県は関与していない。

(2) 公文書の管理について

実施機関の説明によると、恩給関係の文書管理については、「文書編さん保存規程(昭和三十三年九月愛媛県訓令第十七号)」(以下「文書保存規程」という。)に基づき行われている。

当審査会において、文書保存規程にある保存年限基準表を見分したところ、第3分類にある「軍人恩給」に関する文書の保存分類については、次のとおりとなっている。

保存期間	基 準
永 年	傷病恩給、国鉄無賃乗車券交付
30 年	総括、一時恩給、普通恩給、傷病恩給
10 年	傷い軍人徽章、統計
3 年	国鉄無賃乗車券交付

(3) 本件公文書の保存期間等について

実施機関の説明によると、〇〇の兵籍簿には「普恩加」という記載が残っており、これは普通恩給が支給されていることを意味しているとのことであった。普通恩給に関する文書の保存年限については、県の文書保存規程で30年となっているが、〇〇が〇〇市職員となったのは昭和〇〇年であることから、この時点で恩給は共済に移行しており、それまでの恩給支払いに関する書類が進達文書の中に含まれていたとしても、当該進達文書の写しを不存在とするに相当の期間を経過している。

また、共済組合変更手続きに係る書類については、県は関与していないとしているが、恩給手続き上の何らかの進達文書があったと考えたとしても、こちらも同様に不存在とするに相当の期間が経過している。

(4) 本件公文書の不存在について

本件公文書については、文書保存規程に基づき定められた期間保存した後、相当の年数が経過していることから、廃棄され保有していないとする実施機関の説明には不合理や不自然な点は認められないことから、本件公文書は、本件開示請求があった時点においては、保存期間が満了しており、すでに廃棄されていたと考えることが相当である。

よって、実施機関が保存期間満了による本件公文書の不存在を理由として行った本件処分に不合理な点はなく、妥当であると判断される。

(5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々の主張をしているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

3 まとめ

以上のことから、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第6 審査会の審議等の経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

審査会の審議の経過

年 月 日	処 理 内 容
令和5年 2月 21日	諮問
令和5年 3月 16日	審査会（第1回審議）
令和5年 5月 29日	審査会（第2回審議）

答申に関与した委員（五十音順）

氏 名	現 職	備 考
妹 尾 克 敏	松山大学法学部教授	会 長
武 田 秀 治	弁護士	
豊 島 徳 子	元人権擁護委員	
松 原 日出子	松山大学人文学部教授	
光 信 一 宏	愛媛大学法文学部教授	